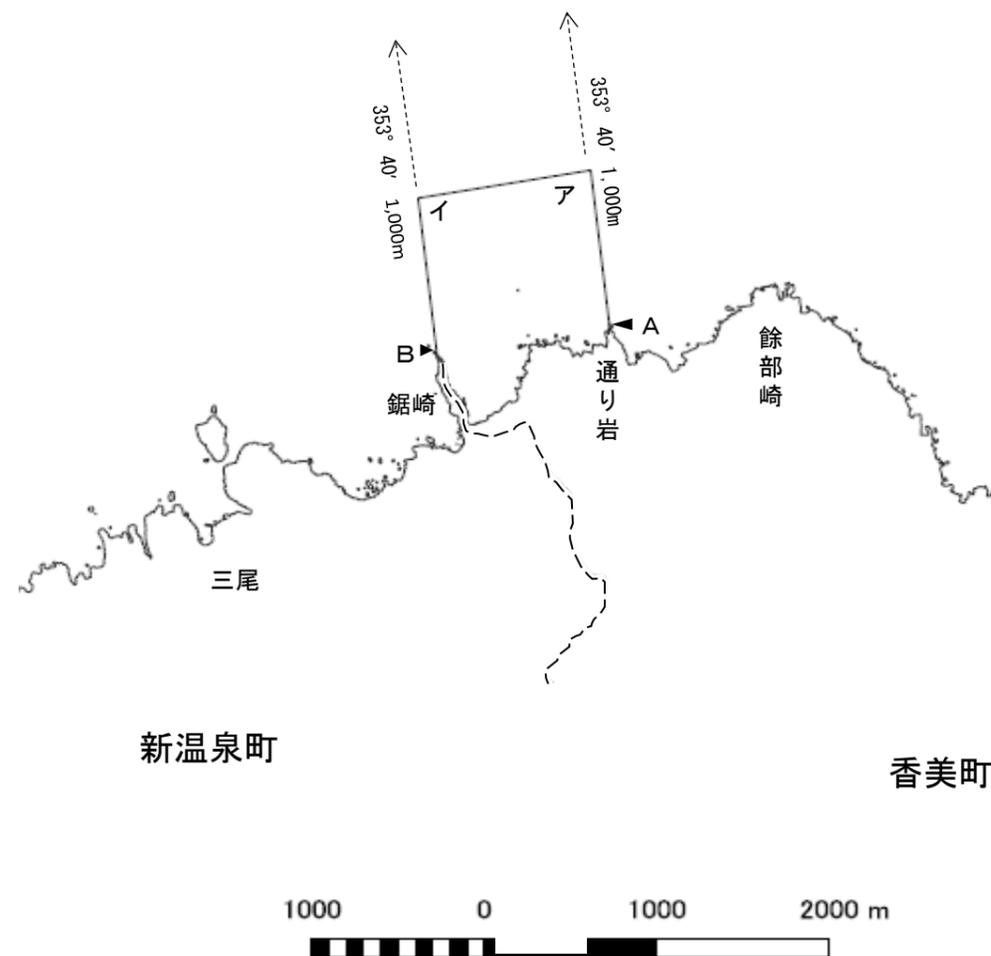


免許番号 共第225号

漁場の位置 美方郡香美町香住区余部通り岩から美方郡香美町と同郡新温泉町との界に至る間の地先

漁場の区域 次の点A、ア、イ及びBを結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域

- 点の位置
- A 美方郡香美町香住区余部字御崎ヲシ通り岩北端
(北緯35度40.07分、東経134度31.69分)
 - B 最大高潮時海岸線における美方郡香美町・新温泉町界
(鋸崎北端)
(北緯35度39.98分、東経134度31.03分)
 - ア Aから353度40分1,000メートルの点
(北緯35度40.61分、東経134度31.62分)
 - イ Bから353度40分1,000メートルの点
(北緯35度40.51分、東経134度30.96分)



注1：方位は真方位、緯度・経度の座標は世界測地系を示す。
注2：括弧書きで併記している緯度経度座標は参考値を示す。

令和 5年 9月 1日免許
共 第225号 漁 場 図

表示

表示番号	漁場		別紙漁場図のとおり（漁場図つづり込帳 第 冊 丁）			免許年月日	令和5年9月1日	存続期間	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで
	漁業の種類		主な漁獲物	漁業時期	漁業の種類	主な漁獲物	漁業時期	制限又は条件	
	1	2	いそ刺網漁業		3月1日から10月31日まで				なし
2		とびうお刺網漁業		5月1日から7月31日まで					
2		かます刺網漁業		3月1日から11月30日まで					
2		雑魚小型定置網漁業		1月1日から12月31日まで					
2		いかかご漁業		3月1日から7月31日まで					
		以下余白		以下余白					
海区		但馬海区		免許番号	共 第 225 号			摘要	

表示番号	表示	漁業権区		入漁権区	
		順位番号	事項	順位番号	事項
1	表記のとおり漁業権の設定の登録をする。 令和5年9月1日	1	美方郡香美町香住区若松747番地 但馬漁業協同組合ほか1組合 のための漁業権の設定の登録をする。 令和5年9月1日		

免許番号	共 第 225 号				摘要		
共有漁業権事項							
持分	漁業権区		先取特権区		抵当権区		備 考
	順位 番号	事項	順位 番号	事項	順位 番号	事項	
	1	美方郡香美町香住区若松747番地 但馬漁業協同組合 令和5年9月1日					
		美方郡新温泉町芦屋663番地の1 浜坂漁業協同組合 令和5年9月1日					